

令和 年 月 日

保護者 様

赤磐市立桜が丘中学校
校長 村松 敦

出席停止について（お知らせ）

お子様が、このたび_____にかかっているとの連絡をいただきました。
主治医から伝染の危険がないといわれるまで登校を見合わせてください。

この処置は、他の生徒へ感染を防ぐとともにお子様に十分な休養を与え、早期に治癒させるためのものです。この期間中は、出席停止となり欠席の扱いとはいたしません。

なお、登校の許可が出ましたら、下の治癒証明書を医療機関で記入してもらって、登校の際に学級担任に学級担任へ提出してください。

※登校後に体調不良で早退し、医師に出席停止が必要な感染症と診断された場合は、その日は早退扱いとなり、治癒後に病院で治癒証明を受け取るために遅刻して登校した場合は、その日は遅刻扱いとなります。

【参考】平成24年度より法改正により変更された点

インフルエンザ…発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
流行性耳下腺炎…耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

----- 切り取り線 -----

治癒証明書

_____年_____組 氏名_____

☆診断名_____

☆出席停止の期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

医療機関_____

主治医名_____ 印